

大和市立つきみ野中学校 PTA 規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は大和市立つきみ野中学校 PTA と称し、所在地を大和市つきみ野3-5-1に置く。
- 第2条 本会はつきみ野中学校に在学する生徒の保護者および同校教職員をもって会員とする。
- 第3条 本会は学校の教育目的達成に協力するとともに、学校・家庭・社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 家庭と学校と常に緊密な連絡を図り、生徒の生活環境の改善に努める。
 - (2) 学校の教育的環境の整備拡充に協力する。
 - (3) 会員相互の教養の向上に努めるとともに、その親睦を図る。
 - (4) 特定の政党や宗教を支持することなく、また専ら営利目的とするような活動はしない。

第2章 機 関

- 第5条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総 会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 常置委員会
 - (4) 役員会
 - (5) 役員候補者指名委員会
 - (6) 会計監査
 - (7) 特別委員会
- 第6条 総会は全会員をもって構成する本会の最高の議決機関である。
総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年度初めに開き、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の1/5以上の請求があったときに開く。
- 第7条 総会は次の事項を審議決定する。
- (1) 規約の制定・改定に関すること。
 - (2) 本会の活動に関すること。
 - (3) 予算の議決、決算の承認に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項。
- 第8条 総会は会員の1/3以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第9条 運営委員会は役員、常置委員会および役員候補者指名委員会の正・副委員長、校長、教頭ならびに特別委員会を置いた場合は、その正・副委員長をもって構成し、次の事項を行う。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 活動の企画・実施に関すること。
 - (3) 総会に提出する議案に関すること。
 - (4) 規則細則に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項。
- 2、運営委員会の会議は、構成委員の2/3以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数による。
- 第10条 常置委員会は、3学年委員会、広報委員会、校外指導委員会、企画委員会、とし、次の任務を持つ。
- ・3学年委員会
保護者と教職員が協力して、学年、学級および全会員の親睦を図り、生徒の健全な教育に努める。

- ・広報委員会
保護者と教職員が協力して、本校の広報活動に努める。
- ・校外指導委員会
保護者と教職員が協力して、生徒の校外生活の指導ならびに、環境の改善に努める。
- ・企画委員会
保護者と教職員が協力して、生徒と会員の教養の向上を図り文化・厚生生活に努める。

- 第11条 常置委員会の委員は、在学する生徒の保護者および教職員で構成する。
2、常置委員会の委員の内1名は教職員で構成する。
3、常置委員会の定員、分掌の仕方、3学年委員および広報委員、校外指導委員、企画委員の選任については、細則に定める。
4、常置委員の正・副委員長は、各常置委員会委員の互選によって選出する。
5、常置委員の任期は一年とする。
- 第12条 特別に必要なときは、運営委員会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。ただし設置できる特別委員会の活動期間は、当年度内および次年度とする。
2、特別委員会は目的が達成されたときをもって解散する。
3、特別委員会の委員および正・副委員長の委嘱の仕方、委員会の定員などは運営委員会が定める。
- 第13条 役員候補者指名委員会に関しては、細則に定める。

第3章 役員

- 第14条 本会に次の役員を置く。
会長 保護者から1人
副会長 保護者から2名以上
書記 保護者と教職員から各1名以上
会計 保護者と教職員から各1名
- 第15条 役員の任務は次の通りとする。
会長は会を代表し、会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理を務める。
書記は本会の事務を総括し、各会議・集会の記録・報告を掌る。
会計は本会の経理を掌り、総会にて監査を経た決算報告をする。
- 第16条 役員の選出は役員候補者指名委員会が指名推薦し運営委員会において報告し承認を得る。
2、役員候補者指名に関しては、細則に定める。

第4章 会計および会計監査

- 第17条 本会の経費は会費、事業収入および寄付金をもって支弁する。
2、会費の額は総会において定める。
- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 会計監査はその年度の会計について監査し、決算総会においてその結果を報告する。
- 第20条 会計監査は3名とし、役員候補者指名委員会が指名推薦し運営委員会に於いて報告し承認を得る。
2、会計監査の任務はその会計年度の1年とし、その年度の他の役員または委員を兼ねることはできない。
3、会計監査人がやむを得ない理由により会計監査に参加できない場合には、あらかじめ学校が教職員より選出した代理の会計監査人を加えて実施する。人選は第20条2項に準ずる

第5章 慶弔、研修、交通、交際

第21条 慶弔、研修、交通、交際等の各支出については、細則に定める。

第6章 事務局

第22条 事務局に事務職員を置くことができる。

第7章 細 則

第23条 この会の運営について必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の2/3以上の議決をもって定める。

第8章 改 定

第24条 この規約は総会において、出席者の2/3以上の賛成をもって改定することができる。
2、ただし、改正事項の提案については総会7日前までに、その内容を全会員に通告しなければならない。

第9章 設立年月

第25条 この会の設立年月日は昭和46年4月1日である。

付 則

本規約は昭和46年4月1日から実施する。

本規約は平成元年4月一部改正し、実施する。

(第10. 12. 13. 17. 22条改正・24条追加および細則制定)

本規約は平成5年5月 一部改正し、実施する。(第6. 20条改正)

本規約は平成9年3月1日 一部改正し、実施する。(第6条改正)

本規約は平成9年3月15日 一部改正し、実施する。(第8. 10. 11. 13. 23条改正)

(第2. 9. 15. 16. 20. 21. 24. 25条字句改正)(第14条削除)

本規約は平成11年3月20日 一部改正し、実施する。(第2章第8条改正)

本規約は平成12年1月29日 一部改正し、実施する。(第2章 第11条改正)

本規約は平成25年3月6日 一部改正し、実施する。(第2章 第12. 13条改正)

本規約は平成27年3月5日 一部改正し、実施する。(第1章 第4条(4)追加)

本規約は平成27年11月13日 一部改正し、実施する。(第2章 第11条改正)

本規約は平成29年5月24日 一部改正し、実施する。

(第2章第5.6.9.13条改正 第7条(3)削除 第3章16条 .第4章20条 改正)

本規約は令和4年6月3日 一部改正し、実施する。(第4章 第20条 3、追加)

本規約は令和5年6月2日 一部改正し、実施する。

(第1章 第1条改正 第9章 25条追加、それに伴い付則1行目日付を追加)

本規約は令和5年12月4日 一部改正し、実施する。

(第2章第10条・11条改正 第3章第14条改正)